重要事項説明書

(訪問看護サービス)

ご利用者様に対する訪問看護サービスの提供開始にあたり、介護保険法関係法及び、健康保険法等関係法令の趣旨に従って、当事業者がご利用者様に説明すべき重要説明事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社フォープラン	
主たる事務所の所在地	名古屋市東区白壁2丁目1番20号	
	コンセール白壁2階・6階・7階	
法人種別	営利法人	
代表者名	代表取締役 内田直希	
電話番号	0 5 2 - 7 0 0 - 3 3 7 2	

2. 利用事業所

利用事業所の名称	ほまれ訪問看護	
指定番号	2 3 6 0 2 9 0 3 1 2	
所在地	名古屋市東区白壁2丁目1番20号	
	コンセール白壁2階	
電話番号	0 5 2 - 7 0 0 - 3 6 7 7	
サービス提供地域	名古屋市東区、北区※上記地域以外の方でもご相談下さい。	

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	株式会社フォープランが運営するほまれ訪問看護は、指定訪
	問看護及び指定介護予防訪問看護事業の適正な運営を行うた
	めに、人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの
	看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が要介護状
	態等であり、主治医が必要と認めた方に対し、適正な医療行為
	を提供し、在宅での安心・安全な生活を過ごせるようサポート
	することを業務目的とする。なお、在宅でのリハビリテーショ
	ン(理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問)は、
	訪問看護業務の一環としてリハビリテーションを実施する。
訪問看護ステーション	訪問看護ステーションからの理学療法士等による訪問リハビ
からの訪問リハビリテ	リテーションは訪問看護業務の一環であるため、定期的な看
ーションの位置づけ	護職員による訪問が必要となり、看護職員と理学療法士等と
(ご利用要件)	の連携を図り、利用者に適切な評価を行うものとする。
運営の方針	要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作
	の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在
	宅療養が継続できるように支援する。

4. 利用事業所の職員体制

当事業所では、利用者様に対して訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

管理者・・・・1名

訪問看護師・・・2.5 名以上(管理者含む)

5. 営業時間

営業日	月曜日~金曜日	
営業時間	午前9時00分~午後6時00分	
休業日	土曜日、日曜日、冬季(12月29日~1月3日)	

6. 利用料

- (イ)介護保険を利用される方は、介護保険制度に定められた利用料(別紙参照)のうち 各利用者負担割合に応じた額が自己負担となります。(1割~3割のいずれか) ※給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。
- (ロ) 医療保険を利用された方は、所定の利用料がかかります。(別紙参照)
- (ハ) 営業時間外は、保険相当額の実費負担になります。(別紙参照)
- (二) 死後の処置 (別紙参照)
- (ホ) 処置に必要な消耗品等は利用者の実費負担になります。

7. 料金の支払い方法

(イ) 毎月月末締めとし、翌月15日までに当月分の料金をお知らせいたしますので、 25日までにお引き落とし又は現金にて集金ができるようご準備願います。

8. 守秘義務

- (イ) 当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者または扶養者、もしくはその家族 等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、利用 終了後も同様です。
- (ロ) ただし、下記の場合については、第三者に情報提供をすることがあります。
 - ① 訪問看護サービスを適切かつ円滑に提供するため、市町村、居宅介護支援事業者、 その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療 機関等へ療養情報の提供。
 - ② 災害時において、安否確認情報を行政に提供する場合など、生命・身体の保護のための情報提供。

9. 虐待防止のための措置に関する事項

利用者の人権・擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (イ) 虐待を防止するための従業者に対する虐待防止委員会を開催し、定期的な研修の実施
- (ロ) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (ハ) その虐待防止のために必要な措置
- (二) 上記措置を配置するための担当者を置く
- (ホ)事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

10. 感染症の発生及びまん延等に関する事項

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を 講ずるものとする。

- (イ) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を(テレビ電話装置等を 活用して行うことができるものとする。)おおむね6月に1回以上開催するとともに、 その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (ロ) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (ハ) 看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- (二) 感染症の発生時には、策定した感染症発生時における業務継続計画(BCP)を参照する。

11. 災害発生時への対応強化

災害の発生時には自然災害発生時における業務継続計画 (BCP) を参照し、災害発生時に避難を 含めた適切な対応が取れるよう会議や研修を通じて、必要なサービスを提供していく体制を 確保する策を講じます。

12. 苦情申し立てについて

苦情に関して、市町村や国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は 助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行う。

また市町村等から求めがあった場合は、改善の内容を報告する。

ほまれ訪問看護	相談窓口電話番号
	0 5 2 - 7 0 0 - 3 6 7 7
名古屋市	名古屋市介護保険課指導係
	電話番号 052-972-3087
愛知県	介護福祉室内 苦情相談室
国民健康保険団体連合会	電話番号 052-971-4165
障害者基幹相談支援	総合窓口
センター	電話番号 052-972-2639

13. 事故が発生した時の対応

サービス提供時に事故が発生した場合、必要な措置を講じると共に、速やかにご家族の方 及び介護支援専門員、市町村の担当部門に連絡いたします。

14. 緊急時の対応

サービス提供利用時に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて緊急応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、指示を仰ぎ必要な措置を講じます。

15. キャンセル料

(1) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、下記のキャンセル料金が発生します。 キャンセルが必要になった場合には、至急下記まで御連絡下さい。

※連絡先 ほまれ訪問看護 052-700-3677

(イ)利用日の前営業日の午後5時00分までにご連絡を頂いた場合:無料

(ロ)利用日の前営業日の午後5時00分までにご連絡がなかった場合:5,500円 但し、急な体調の変化等で受診になった場合などに関しては上記の限りではありません。